

令和3年(厚)第106号

令和4年4月28日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の5記載の原処分取消しを求めるというものである。

第2 事案の概要

本件記録及び当審査会に顕著な事実によると、本件事案の概要は次のとおりである。

1 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、右大腿骨骨折により障害の状態にあるとして、事後重症による請求として障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の裁定を請求し、平成〇年〇月〇日付けで、障害手当金を支給する旨の裁定を受け、これを受給した。

2 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、昭和〇年〇月〇日を初診日とする右変形性膝関節症により障害の状態にあるとして、事後重症請求として障害給付の裁定を請求したが、障害給付を支給しない(障害手当金支給に該当するが支給済)旨の処分がされ、その再審査請求について当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで、当該障害は併合判定参考表の8号に該当する程度である(症状は固定)として、再審査請求を棄却する旨の裁決をした。この右変形性膝関節症は、後記4の本件傷病と相当因果関係が認められない傷病である。

3 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、昭和〇年〇月〇日を初診日とする右変形性足関節症により障害の状態にあるとして、事後重症請求として障害給付の裁定を請求したが、請求人主張の日が初診日と認められないとして請求を却下する旨の処分がされ、そ

の再審査請求について当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求を棄却する旨の裁決をした。

4 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、平成〇年〇月〇日を初診日とする右変形性足関節症(以下「本件傷病」という。)により障害の状態にあるとして、事後重症請求として障害給付の裁定を請求した(以下「本件請求」という。)。その際添付したa病院b科A医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同月〇日付け診断書(以下「本件診断書」という。)の写しは、別紙1のとおりである。

5 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、本件請求について、障害手当金を支給する旨の処分(以下「先行処分」という。)をしたが、その後、先行処分を取り消し、令和〇年〇月〇日付けで厚生年金保険法施行令別表第1の14号(以下「3級14号」という。)とする障害厚生年金を支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

6 請求人は、原処分につき審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

本件の問題点は、原処分において差引認定を適用しなかったことが相当といえるかどうかである。

第2 当審査会の判断

1 「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)は、併合等認定基準の一つとして差引認定を定めるが、これは同一部位に既存の障害(前発障害)と後発障害がある場合に後発障害の障害の程度を認定するについて、特別の方法を示すものである。

一方、「障害年金の差引認定の適切な運用について」(平成28年12月14日厚生労働省年金局事業管理課給付事業室指示。以下「本件通知」という。)は、差引

認定は、身体の同一部位に複数の障害が生じた場合に、医学的には切り分けが困難な後発障害の程度（等級）を決めるための認定方法であり、同一部位に複数の障害が併存しているも、後発障害の状態が判断でき、かつ「併合判定参考表に明示されている場合」は、その後発障害の状態により等級を認定する方法（差引認定を適用しない方法）によるとし、「併合判定参考表に明示されている場合」には、①「現在の障害の状態が、前発障害の有無にかかわらず、すべて後発障害によって生じたものであると判断でき」、かつ②「後発障害の障害の状態が、併合判定参考表に明示されている」に該当する場合を含むとするものである。

- 2 差引認定については、法令に特段の規定があるわけではなく、認定基準が法令の解釈適用の方法として独自に設けたものである（差引認定は、認定基準の第3章第2章「併合等認定基準」の第4節に置かれているが、併合の定めを単に逆算する内容のものではない。）。差引認定に係る認定基準と本件通知とは、いずれも関係事務担当者を拘束する行政庁の通達であり、両者は矛盾抵触のないものとして合理的に理解すべきであるから、本件通知は、認定基準の差引認定についての定めを前提として、その適用範囲を限定する趣旨のものと解される。

当審査会は、通達には拘束されないが、法令の解釈基準としての通達は、合理性を有する限りにおいてこれによるのが相当である。本件通知についてみると、後発障害が「医学的には切り分けが困難」な場合に差引認定によるとすることは、相応に合理的といえるが、差引認定の適用をその場合に限定すべきであるかどうかは直ちには明らかでないし、認定基準は「眼又は耳のような相対性器官」（認定基準の第3章第2章第1節3(2)参照）については差引認定によるものとしており、本件通知後もこの点について保険者の取扱いに変更はないものと解される。そこで、本件については、後発障害が、医学

的に切り分けが困難な場合に当たらない場合であっても、差引認定を適用すべき特段の合理的理由があるかどうかを更に検討することとする。

- 3 本件記録によれば、請求人には、右下肢の股関節及び膝関節に既存の障害（前発障害）があったところ、更に同一部位である右下肢において、本件傷病による足関節の障害（後発障害）が生じたことが認められるが、本件は、同一部位に複数の障害が併存しているも後発障害の状態が判断でき、かつ併合判定参考表に明示されている場合に当たるから、本件通知に従えば、差引認定を適用しない事案となる。

請求人は、本件は差引認定によるべきである旨主張するが、本件について、差引認定を適用すべき特段の合理的理由があることについての主張立証はなく、認定基準及び本件通知の解釈としては採用することができない。

具体的に本件診断書により右下肢の障害の状態をみても、右足関節の関節可動域は健側の2分の1以下に制限され、筋力はやや減（背屈）正常（底屈）であるから、併合判定参考表の8号（一下肢の3大関節のうち、1関節の用を廃したものに）に該当するととまり、予後について「今後悪化する可能性がある」とされていることを考慮しても、右足関節のみでは障害の程度が3級14号より重いとは認められない。そして、本件診断書において、日常生活動作について、右片足で立つこと、屋外を歩くことは、一人でできるが非常に不自由、屋内を歩くことは、一人でできてもやや不自由、立ち上がる、階段を上がる、階段を下りるは、支持があれば又は手すりがあればできるが非常に不自由とされ、補助用具使用状況は、歩行時に常時1本杖を使用とされているが、股関節及び膝関節の関節可動域及び筋力の状況からみて、右下肢全体の障害の程度について足関節の障害がどの程度寄与しているかは必ずしも明らかではない。これらの事情に照らせば、本

件について差引認定を適用すべき特段の合理的理由があるとまでは認められない。

- 4 以上の次第で、原処分を取り消すべき理由はないから、本件再審査請求を棄却することとし、主文のとおり裁決する。